

事業シート (概要説明書)

予算事業名	新規担い手規模拡大支援事業 (1995~2020年度) 就農スタートアップ支援事業 (2021~2022年度)	事業開始年度	1995年度
上位施策事業名	新規就農者育成総合対策事業	担当局・部名	農林水産部
根拠法令等	就農スタートアップ支援事業費補助金交付要綱ほか	担当課・係名	農業経営課 経営体支援係
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	中村茂将

実施の背景

○高齢化に伴う県内の農業従事者の減少が見込まれる中、県では、市町村やJA、関係機関と一体となり、将来の担い手となる新規就農者の確保・定着に向けた取り組みを進めてきた。
 ○就農の形としては、農業法人等の従業員として雇用される「雇用就農」や、自身で新たに農業経営を開始する「独立・自営就農」(以下、「自営就農」)、他の業種に勤めながら農業を行う「兼業農業」など、様々な形があるが、本事業では、このうちの自営就農者にターゲットを絞り、1995年度から就農時の初期投資の負担軽減のための農業機械等の導入への支援を行うことで、自営就農者の確実な定着につなげるとともに、地域の担い手として育成してきた。
 ○2021年度からは「就農スタートアップ支援事業」と名称変更し、標準事業費を見直すとともに、より多くの自営就農者を支援できるよう予算の拡充を図ってきた。
 ○本年度(2022年度)からは、国においてより補助率の高い「経営発展支援事業」が新たに創設されたことから、こうした事業を有効に活用しながら、(1)本年度に就農した者の農業機械等に対しては国事業を、(2)(国事業の対象とならない)2021年度(令和3年度)以前の就農者が導入する農業機械等に対しては本事業により支援している。
 ○県では、近い将来の農業従事者の急激な減少に対応するため、令和4年3月に「富山県農業・農村振興計画」を見直し、年度ごとの新規就農者の確保目標を従来の倍となる「120人以上」と設定したところであり、新規就農者の確保・定着に向けた取り組みの強化が必要となっている。

目的

(何をどうしたいのか)

自営就農者の農業機械等の導入支援により、就農当初の設備投資の負担を軽減し、早期の経営安定につなげることで、より多くの新規就農者の確保と確実な定着を図る。

対象

(誰・何を対象に)

認定新規就農者

※右記の対象者数は2022 (R4) 年度当初の認定新規就農者数、分母は直近5年間 (2017 (H29) ~2021 (R3)) の新規就農者数の合計 (336人)

対象者数 (認定新規就農者に対する割合)

61 人 (18.2 %)

実施方法

業務委託 又は 指定管理 (委託先又は指定管理者:)
 補助金 [直接・間接] (補助先: 市町村 助成対象者: 認定新規就農者)
 貸付 (貸付先:) その他 ()

事業内容

(手段、手法など)

事業内容 (箇条書き)

認定新規就農者の農業機械等の導入支援
 2021年度(令和3年度)までに自営就農した認定新規就農者の農業機械等の導入を支援
 ①標準事業費: 10,000千円/経営体(人)
 ②補助率: 県1/3、市町村1/6 (計1/2)
 ③助成対象者数: 6経営体(人)

事業費 (R4予算)

20,000 千円

活動指標

事業導入経営体数

事業概要

関連事業

(同一目的事業等)

事業担当部局: 全て農林水産部 ※【 】内の数値: R4県予算額 (単位: 千円)
 <国事業>

1 農業機械等の導入支援

○経営発展支援事業 (2022年度(令和4年度)新規) 【国補45,000】
 2022年度(令和4年度)に自営就農した認定新規就農者の農業機械等の導入を支援
 ①標準事業費: 10,000千円/経営体(人)
 (2の(2)の資金の交付を受ける者は5,000千円)
 ②補助率: 国1/2, 県1/4 (本県の場合、市町村1/8上乗せ (計7/8))

2 就農前の準備と就農後の経営安定への支援

(1) 就農準備資金 (就農前研修への支援) 【国補22,500】
 就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける者に資金を交付
 ①交付対象: 就農予定時に49歳以下の者
 ②交付額: 年間最大150万円、最長2年間 (国10/10)
 (2) 経営開始資金 (経営開始後の定着への支援) 【国補15,000】
 次世代の担い手を目指し自営就農した認定新規就農者に資金を交付
 ①交付対象: 自営就農時に49歳以下の認定新規就農者
 ②交付額: 年間最大150万円、最長3年間 (国10/10)

事業シート (概要説明書)

予算事業名		新規担い手規模拡大支援事業 (1995~2020年度) 就農スタートアップ支援事業 (2021~2022年度)						事業開始年度		1995年度																									
コスト	2022 年度 (予算)		2021 年度 (決算)		2020 年度 (決算)		2019 年度 (決算)																												
	事業費合計		20,000 千円		22,353 千円		10,626 千円		7,942 千円																										
	事業費内訳 (2021年度分)		農業用機械 (コンバイン、乾燥機、高所作業機、乗用管理機等)、施設 (パイプハウス) 22,353																																
	担当正職員		0.35	人	2,582	千円	0.35	人	2,555	千円	0.35	人	2,547	千円	0.35	人	2,634	千円																	
	臨時職員等			人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円																	
	人件費合計		0.35	人	2,582	千円	0.35	人	2,555	千円	0.35	人	2,547	千円	0.35	人	2,634	千円																	
総事業費		22,582 千円		24,908 千円		13,173 千円		10,576 千円																											
財源内訳	国県支出金		10,000 千円		9,990 千円																														
	国県支出金の内容		地方創生推進交付金																																
	地方債																																		
	その他特財																																		
	その他特財の内容																																		
	一般財源		12,582 千円		14,918 千円		13,173 千円		10,576 千円																										
財源合計		22,582 千円		24,908 千円		13,173 千円		10,576 千円																											
事業実績	活動実績		【活動指標名】 (実績値/目標値)			単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度																										
	事業導入経営体数 ※目標値は年度当初の認定新規就農者の1割に相当する人数を設定 (事業要件である「青年等就農計画における5年後の目標所得300万円以上」を満たす者)		箇所				8/5	5/4	3/4																										
単位当たりコスト		総事業費		事業導入経営体数 (箇所)		千円	3,114	2,635	3,525																										
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)		<p>本事業をはじめ、国支援策等も活用し、就農前準備や就農後の経営確立までに必要となる資金の助成や農業機械等の導入など初期投資への負担軽減、就農に必要な知識・技術の習得研修の実施など総合的に支援することで、将来の本県農業を担う新規就農者の安定的な確保を目標としていることから、年度ごとの「新規就農者数」を成果目標とする</p> <p>○新規就農者数 (人/年度) 当該年度中に新たに就農した農業者数 ※本事業の対象者となる自営就農者に加え雇用就農者も含む</p>																																
	成果 (目標達成状況)		【成果指標名】 (実績値/目標値)			単位	2021 年度	2020 年度	2019 年度																										
○新規就農者数 ※目標値は「県農業・農村振興計画 (2018年5月策定)」における中間年 (2021年度) の目標→本年度から目標値を120人/年度 (2026 (R8)) に引き上げ		人				61/60	80/60	63/60																											
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>【これまでの成果】 ○新規就農者数の増加 本事業の創設 (1995年度) 以降、県内の新規就農者は2008年度 (平成20年度) までは、年平均で30人程度で推移していたが、2009年度以降は国の支援 (就農前後の資金交付 (関連事業の2)) が始まったこともあり、年60人~80人まで増加している。また、本事業の対象となる自営就農者についても、2020年度、2021年度と2年連続で20人を超えるなど増加傾向となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1995 (H7) ~ 2008 (H20) 平均</th> <th>2009 (H21) ~ 2018 (H30) 平均</th> <th>2019 (R1)</th> <th>2020 (R2)</th> <th>2021 (R3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規就農者数</td> <td>29.1</td> <td>66.0</td> <td>63</td> <td>80</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>うち、雇用就農者数</td> <td>13.3</td> <td>48.2</td> <td>46</td> <td>52</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>うち、自営就農者数</td> <td>15.8</td> <td>17.8</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>○本事業を活用した新規就農者の経営発展 1999年度 (平成11年度) から2015年度 (平成27年度) までに本事業を活用し、青年等就農計画の計画期間を満了した49人 (H11~H27) のうち、41人が市町村から地域農業を支える「認定農業者」として認定された。また、うち11人が個別経営体から会社経営体 (農業法人) に移行し、経営体質の強化に努めている。</p>											1995 (H7) ~ 2008 (H20) 平均	2009 (H21) ~ 2018 (H30) 平均	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	新規就農者数	29.1	66.0	63	80	61	うち、雇用就農者数	13.3	48.2	46	52	40	うち、自営就農者数	15.8	17.8	17	28	21
	1995 (H7) ~ 2008 (H20) 平均	2009 (H21) ~ 2018 (H30) 平均	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)																														
新規就農者数	29.1	66.0	63	80	61																														
うち、雇用就農者数	13.3	48.2	46	52	40																														
うち、自営就農者数	15.8	17.8	17	28	21																														

事業シート (概要説明書)

<p>予算事業名</p>	<p>新規担い手規模拡大支援事業 (1995~2020年度) 就農スタートアップ支援事業 (2021~2022年度)</p>	<p>事業開始年度</p>	<p>1995年度</p>
<p>事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)</p>	<p>【事業の課題、今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近年、自営就農者が増加する中で、本事業の要望も増加しており、必要な予算を確保しつつ支援に努めてきた。 ○2021年度からは、支援実績を踏まえて1件当たりの標準事業費を見直す(15,000千円→10,000千円)とともに、なるべく多くの自営就農者を支援できるよう、国の地方創生推進交付金を活用しながら予算枠を増やすなど、制度の見直しを進めてきている。 ○本年度からは、国事業(経営発展支援事業)が創設され、より多くの自営就農者の支援ができるようになったものの、この事業は、当該年度の就農者が就農初年度に導入する農業機械のみを支援対象としていることから、例えば、就農2年目(以降)に、青年等就農計画に基づいて農業機械等の導入を行おうとしている者は対象とならないといった課題がある。 ○自営就農については、就農後も、作物の栽培技術の習得や農業機械の試行的な活用による操作技術の習得に時間をかけたり、就農者自身の理想とする農業や経営方針に合わせて生産しようとする作物の組み合わせを試行錯誤するケースがあるなど、経営確立のめどが立ち、農業機械の導入を実行するタイミングは就農者によって様々であることから、このようなニーズに対しては、本事業により支援していく必要がある。 ○また、近年、園芸作物での就農者が増加していることを踏まえ、事業費が高額となる施設園芸用ハウス等の導入については、標準事業費の引き上げなどの見直しを検討していく必要がある。 ○国事業における課題については、国に制度の見直しを働きかけながら、次年度以降についても、本事業を含め、個々の自営就農者の事情に合わせたきめ細かな制度設計が必要と考える。 		
<p>比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)</p>	<p>新潟県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新潟県農林水産業総合振興事業(新規就農者資本装備支援)【県単】 2021年度(令和3年度)以前の認定新規就農者について農業機械等の導入を支援 (補助率:新規参入者1/2、農家子弟1/3) <p>福井県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者融資主体型補助事業【県単】 認定新規就農者が融資を受けて農業機械等を導入する場合に、融資残について助成(国補事業への申請を条件とし、不採択となった場合は県単で支援) (補助率:1/8~1/3 国補事業の採択の有無による) ○儲かるふくい型農業総合支援事業(園芸支援)【県単】 集落営農組織や認定農業者、認定新規就農者が園芸作物に新たに取り組む場合や規模拡大を行う場合に必要となる園芸用機械等の導入を支援 (補助率:1/3) 		
<p>特記事項</p>	<p></p>		

「認定新規就農者」と「認定農業者」について

1 認定新規就農者

(1) 根拠法令

農業経営基盤強化促進法第14条の4～12

(2) 制度の開始年度

平成26年度

(3) 対象者

市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする新規就農者

(4) 認定の仕組み

新規就農者自らが「青年等就農計画」を作成し、市町村が認定

(5) 青年等就農計画の有効期間

5年間

(6) 計画の主な内容

- ・5年後の一人当たりの年間農業所得の目標（250万円程度）
- ・目標の達成に向けた具体的な取り組みの内容

2 認定農業者

(1) 根拠法令

農業経営基盤強化促進法第12条～第14条の3

(2) 制度の開始年度

平成5年度

(3) 対象者

農業経営の改善を計画的に進めようとする担い手

(4) 認定の仕組み

担い手自らが「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定

(5) 農業経営改善計画の有効期間

5年間 ※計画期間終了後に新たに経営改善に取り組む場合は再認定が可能

(6) 計画の主な内容

- ・5年後の一人当たりの年間農業所得の目標（500万円程度）
- ・目標の達成に向けた具体的な取り組みの内容

○認定新規就農者から認定農業者への経営発展の流れ（例）

認定新規就農者

認定農業者

①就農初年度に機械を導入する場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計画認定 就農 機械導入	栽培技術の習得	販路の開拓・拡大		目標所得 (250万) の達成

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計画 認定	収量の増加、コストの削減 等による経営改善			目標所得 (500万) の達成

国の「経営発展支援事業」により支援

②就農3年目に機械を導入する場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計画認定 就農	栽培技術 の習得	機械導入 販路の開拓・拡大		目標所得 (250万) の達成

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
計画 認定	収量の増加、コストの削減 等による経営改善			目標所得 (500万) の達成

県の「就農スタートアップ支援事業」により支援

新規就農者（自営就農者）に対する支援策の概要（令和4年度）

○支援策の概要

就農前の準備への支援

ソフト支援

就農準備資金【国補】

就農に必要な知識や技術を習得するために先進農家等で研修を受ける者に資金を交付

- ①対象者
就農予定時に49歳以下の者
- ②交付方法
(公社) 富山県農林水産公社を通じて対象者に交付
- ③支援水準
年間最大150万円、最長2年間(国10/10)

就農（農業経営の開始）

就農後の定着への支援

ソフト支援

経営開始資金【国補】

次世代を担う農業者となることを目指し、自営就農した者の経営安定に必要な資金を交付

- ①対象者
認定新規就農者（経営開始時に49歳以下）
- ②交付方法
市町村を通じて対象者に交付
- ③支援水準
年間最大150万円、最長3年間(国10/10)

ハード支援

就農スタートアップ支援事業【県単】

青年等就農計画（5年計画）に掲げる目標達成に必要な農業機械等の導入を支援

- ①対象者
認定新規就農者（R3年度まで自営就農した者）
- ②交付方法
市町村を通じて対象者に交付
- ③標準事業費
1,000万円/経営体
- ④補助率
県1/3以内、市町村1/6以上（計1/2）
- ⑤その他の要件
青年等就農計画における5年目の農業所得が年間300万円以上と見込まれるものであること

【参考】

ハード支援

経営発展支援事業【国補】

就農後の経営発展のために必要な農業機械等の導入を支援

- ①対象者
認定新規就農者（R4年度から新たに自営就農する者）
- ②交付方法
市町村を通じて対象者に交付
- ③標準事業費
500万円/経営体 ※2の「経営開始資金」の活用しない場合：1,000万円
- ④補助率
国1/2、県1/4、市町村1/8（計7/8）